## 板橋区こども家庭センター運営要綱

(令和6年3月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項の規定 に基づき区が実施する板橋区こども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

- 第2条 こども家庭センターの所掌事項は次のとおりとする。
  - (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
  - (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(対象者)

第3条 こども家庭センターにおける支援の対象者は、原則、区内に居住する全ての児 童及びその家庭並びに妊産婦とする。

(実施機関)

第4条 こども家庭センターは、子ども家庭総合支援センター支援課及び健康生きがい 部各健康福祉センターにおいて実施する。

## (職員構成)

- 第5条 こども家庭センターは、次の各号に掲げる者により構成する。
  - (1) こども家庭センター長
  - (2) 統括支援員
  - (3) 各健康福祉センターに所属する保健師
  - (4) 支援課に所属する職員
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、こども家庭センターの所掌事項を実施するに当たって区長が必要と認める職員
- 2 こども家庭センター長は、子ども家庭総合支援センター支援課長をもって充てる。
- 3 統括支援員は、子ども家庭総合支援センター支援課の保健師をもって充てる。 (事務局)

第6条 こども家庭センターの事務局は、子ども家庭総合支援センター支援課に置く。 (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、こども家庭センターの運営に関し必要な事項は、 保健所長に協議のうえ、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。